

豊能町パイプハウス設置事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 豊能町パイプハウス設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、豊能町補助金交付規則（昭和50年豊能町規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 パイプハウス（以下「施設」という。）の導入により年間を通しての農産物の生産安定化及び品質の向上を図ることによる、農業経営の安定化並びに地域農業の振興と活性化に寄与することを目的とする。

（パイプハウスの定義）

第3条 鋼材（パイプ）を躯体とし、合成樹脂のフィルムで外壁を被覆した農業用の作物生育施設であり、効率的に太陽の熱を集め、また、外気と遮断されることにより、一定の温度を維持できる施設とする。

（補助対象及び補助率）

第4条 補助金の交付対象及び補助率は、別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助金対象要件）

第5条 補助金の対象となる要件は、農業経営の安定化並びに地域農業振興と活性化に寄与する観点から、次の各号に定める事項をすべて満たす施設ものとする。

- （1）施設の設置者は豊能町内で農業に従事する個人等で、設置場所は豊能町内とし、今後営農を5年以上継続すること。
- （2）施設設置予定場所は設置しようとする者の所有、もしくは土地賃借契約等を交わすなど設置しようとする者に利用権等設定がされ、かつ土地所有者の同意が取れていること。
- （3）設置しようとする施設は、農業共済等に参加すること。
- （4）本事業により施設を設置した者は、町が指定する直売所等への出荷を補助金交付日より原則5年間行うこと。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、豊能町パイプハウス設置事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、共同で設置する場合はその代表者とする。

（補助金の交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定により申請があったときは、申請書の内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、豊能町パイプハウス設置事業補助金交付決定書（様式2号）により、交付しないことを決定したときは、豊能町パイプハウス設置補助金不交付決定通知書（様式3号）により、その旨を通知する。

（交付決定の変更）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定された内容を変更しようとするときは、速やかに豊能町パイプハウス設置補助金変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日から30日以内に豊能町パイプハウス設置事業補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、補助金の額を確定したときは、速やかに豊能町パイプハウス設置事業補助金交付確定書（様式第6号）により補助金の確定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条の規定による補助金の交付確定の通知を受けた者は、豊能町パイプハウス設置事業補助金交付請求書（様式第7号）により、町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の経理等）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経理を明確にし、帳簿及び証拠書類を整備して当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 町長は補助金の交付を受けた者が、第5条の補助金対象要件を満たさないと認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

補助対象	補助率
1. 農業経営のためのパイプハウスを新規に設置する際の経費。施設は50㎡以上とし、対応年数5年以上のものとする。（建替えについては、撤去費用は対象としない。） 2. 既設パイプハウス被覆材の全面張替に要する経費。（資材の運搬費・部分補修は対象としない）。 前回補助を受けたものについては、3年以上経過しているものとする。 3. 補助は、原則同一年度一人1施設までとする。 4. 暴風雪等被災による施設復旧に要する経費。ただし、農業共済等適用後の経費についてのみ対象とする。	当該経費の30パーセント以内。 ただし、上限400,000円とする。